

第 28 回御嵩町農業委員会会議録

1、招集年月日	令和元年 12 月 3 日
2、招集場所	御嵩町役場 2 階 第 1 委員会室
3、開会	午前 9 時 30 分
4、会議に付された件名	<p>議第 93 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見について</p> <p>議第 94 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による農地転用申請に対する意見について</p> <p>議第 95 号 農用地利用集積計画の決定について</p> <p>議第 96 号 農用地利用配分計画に対する意見について</p> <p>報第 29 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について</p>
5、事務局	<p>事務局長兼課長 高 木 雅 春</p> <p>事務局次長兼係長 伊 納 和 昭</p> <p>書 記 北 田 桂太郎</p>
6、会議録署名者	3 番 奥村清治 委員 5 番 青木友誉 委員
7、欠席委員	2 番 須田ひろ子 委員
議 長	<p>ただ今の出席委員は 13 名で定数に達していますので、これより第 28 回御嵩町農業委員会を開会します。</p> <p>本日、2 番 須田ひろ子委員から欠席の届が出ておりますので、報告いたします。</p> <p>会議録 署名者に、3 番 奥村清治委員、5 番 青木友誉委員を指名します。</p> <p>それでは、議第 93 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見について、を議題とします。 事務局 朗読願います。 (事務局朗読)</p>
議 長	事務局からの朗読が終わりましたのでこれより審議に入ります。 1 号事案について、8 番 田中宣行委員 説明願います。
8 番田中委員	<p>8 番 田中です。</p> <p>1 号事案の説明をします。事務局から説明のあったことについては省略します。 資料 5-1 をご覧ください。 事前説明を 11 月 15 日、現地確認を 11 月 25 日に行いました。 申請地は、御嵩駅より東南に直線で約 300m、フューネラルみたけを東に 150m 入った場所です。</p>

	<p>東、西、南は宅地、北は町道に挟まれた場所です。 東側・南側は、平成 30 年 5 月、11 月に転用申請がなされ、住宅が建設されています。 転用の目的は一般個人住宅・庭・車庫及び駐車場敷地です。 権利を設定しようとする理由は、譲受人は現在可児市に在住しておりますが、実家の近くで土地を探していたところ、譲渡人より病気がちで耕作できない旨の話と、もう一方の譲渡人からは宅地に囲まれて耕作できない旨の話から、住宅・車庫及び駐車場敷地として譲り受けるものです。 転用の時期及び転用の目的にかかる事業・施設の概要は、許可の日から 12 か月以内に、個人住宅 1 棟、車庫 1 棟を建設するものであります。 転用することによって生じる付近の土地・作物・家畜等の被害防除施設の概要については、東側・南側・西側は宅地、北側は道路です。 家庭雑排水は北側道路の公共下水道に放流し、雨水については北側の用水路兼道路側溝に排水する予定で、中・向田水利組合への誓約書・同意書が添付されています。 もし被害等があったときは申請人により処理・解決いたしますとの記載があります。 添付書類として、水利組合への誓約書・同意書、県知事あての誓約書、ローン事前審査結果書、行政書士への委任状が添付されています。 皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>委員からの説明が終わりましたのでこれより質疑に入ります。質疑ありますか。 質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>申請地の農地区分につきましては、名鉄御嵩駅から 300m 以内に位置する農地であるため、第 3 種農地に位置付けられます。 以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>採決に入ります。 1 号事案について、適当と認める方は挙手願います。挙手全員であります。 よって 1 号事案は適当と認め進達します。 次に 2 号事案について、1 番 亀井和紀委員 説明願います。</p>
<p>1 番亀井委員</p>	<p>1 番亀井です。事務局から説明のありました事項については省略します。 資料 5-2 をご覧ください。 本件申請地は名鉄顔戸駅から北西へ直線で約 300m 付近です。</p>

	<p>隣接地には農地はありませんが、周辺の状況としましては、西側が町道、南側が防火用水池、北側と東側は譲受人の倉庫・土場・作業場・自宅などがあります。</p> <p>また、農業用水路が隣接する箇所もありますが、このエリアは上流部から農業用水が流れてこないエリアですので、長期間水路は利用されておりません。</p> <p>本件申請地の目的は、作業場へ出入りする作業員用の駐車場として計画されまして、譲渡人と合意がありましたので今回申請されたものです。</p> <p>なお、申請地の地目は畑であるため、土地所有者から始末書が提出されております。雨水は地下自然浸透方式を考えておられます。</p> <p>申請書への添付資料には県知事あての誓約書も添付されております。</p> <p>説明は以上です。</p> <p>皆様の審議をお願いします。</p>
議 長	<p>委員からの説明が終わりましたのでこれより質疑に入ります。質疑ありますか。</p> <p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局次長	<p>申請地の農地区分につきましては、名鉄顔戸駅から概ね 300m 以内に位置する農地であるため、第3種農地に位置付けられます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>採決に入ります。</p> <p>2号事案について、適当と認める方は挙手願います。挙手全員であります。</p> <p>よって2号事案は適当と認め進達します。</p> <p>次に3号事案について、9番 鍵谷正委員 説明願います。</p>
9番鍵谷委員	<p>9番鍵谷です。3号事案の説明をします。</p> <p>事務局より説明があった事項は省きます。</p> <p>資料5-3をご覧ください。</p> <p>土地の所在地は比衣里地区です。御嵩重機建設より南に 100m のところ です。</p> <p>権利を設定し又は移転しようとする事由は、譲受人は申請地北側に自宅を有していますが、駐車場が不足しているため、以前より庭及び駐車場の拡張を考えていました。譲渡人は申請地で休耕状態が続いており、今後も耕作を行う予定がないため売却を希望していました。今回、双方で売買の合意に至ったので申請を行うものです。</p> <p>転用することによって生ずる付近の土地の概要は、申請地の北側は譲受人所有の宅地、東側は公衆用道路、南側は譲渡人所有の畑、西側は譲渡人所有の山林となっています。雨水は自然浸透で処理</p>

	<p>し、汚水は発生しません。万が一、周辺の内へ被害を及ぼした場合には自己責任で解決します。</p> <p>添付書類は土地の位置図、土地利用計画図、誓約書、預金残高証明、委任状が提出されています。</p> <p>転用によって生ずる付近の概要については 11 月 25 日に現地の確認を行いました。</p> <p>以上から、3号事案の申請内容に私は問題ないと思います。</p> <p>皆様の審議をお願いします。</p>
議 長	<p>委員からの説明が終わりましたのでこれより質疑に入ります。質疑ありますか。</p> <p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局次長	<p>申請地の農地区分につきましては、宅地化が見込まれる地域にある、一団の規模が 10ha 未満の農地であるため、第 2 種農地に位置付けられます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>3号事案について、適当と認める方は挙手願います。挙手全員であります。</p> <p>よって3号事案は適当と認め進達します。</p> <p>次に4号事案について、10番 鍵谷道隆委員 説明願います。</p>
10番鍵谷委員	<p>10番 鍵谷です。4号事案の説明をします。</p> <p>ただいま、事務局から説明されました事項については省略します。</p> <p>資料5-4をご覧ください。</p> <p>申請地の場所はイオンビッグ東側のところです。</p> <p>転用の目的は一般個人住宅敷地で利用するものです。</p> <p>権利を設定し又は移転しようとする事由は、使用借人は現在結婚して賃貸アパートに居住しているが、手狭なため新居を構えたく申請とを母から借りて住宅を建設したい。使用貸人は次男が分家するよう申請地を貸し付けるというものです。</p> <p>転用の目的にかかわる施設の概要は、図面のとおり建築面積 64 m²の2階建ての一般個人住宅となっています。</p> <p>転用によって生じる付近の土地の概要は、北側は畑、東側・南側は貸人所有の畑、西側は道路となっています。</p> <p>土地造成は敷地の西側を除きコンクリートブロックで囲い土砂・雨水等の流出防止をし、雨水は西側道路側溝へ排水します。</p> <p>添付書類については、土地利用計画図、委任状、誓約書、ローン事前相談結果、隣地承諾書、可児土地改良区意見書、地役権者の同意書については確認しました。</p> <p>転用によって生ずる付近の土地の概要については 11 月 25 日に現</p>

	<p>地確認により行いました。 以上のことから4号事案の申請内容について私は問題がないと思います。 皆様の審議をお願いします。</p>
議 長	<p>委員からの説明が終わりましたのでこれより質疑に入ります。質疑ありますか。 質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局次長	<p>申請地の農地区分につきましては、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途区域が定められているため、第3種農地に位置付けられます。 以上です。</p>
議 長	<p>4号事案について、適当と認める方は挙手願います。挙手全員であります。 よって4号事案は適当と認め進達します。</p>
議 長	<p>次に、議第94号農地法第4条第1項の規定による農地転用申請に対する意見について、を議題とします。 事務局、朗読願います。 (事務局朗読)</p>
議 長	<p>事務局からの朗読が終わりましたのでこれより審議に入ります。 1号事案について、1番 亀井和紀委員 説明願います。</p>
1番亀井委員	<p>1番亀井です。事務局から説明のありました事項については省略します。 資料4-1をご覧ください。 申請地は顔戸橋から北東へ直線で約300m付近です。 本件の事業目的は貸資材置場で、町内の建設会社の資材置き場として利用予定ですが、農地転用申請を失念したまま埋め立てがされたため是正するため今回の申請がなされたとのことです。 始末書も提出されております。 申請地付近の状況ですが、北側は宅地、西側は畑、南側は宅地と農地、東側は公団では用悪水路となっておりますが現状は町道であるため、町道の敷地内に組み込まれているとの説明を行政書士に受けております。 隣接する2件の農地所有者から隣地同意書が提出されております。 雨水は自然浸透式で、万一周辺農地へ被害を及ぼした場合は自己責任で解決するのと申請がなされております。 本件申請書には行政書士あて委任状、県知事あて誓約書が添えられていましたが、誓約書の項目で農地転用後に事業計画を変更し、</p>

<p>議 長</p>	<p>転用事業を行うこととなったときには町農業委員会を經由して事業計画変更申請書を許可権限者に提出する旨の一文が明記されておりました。</p> <p>本件申請にかかる説明は以上です。</p> <p>皆様の審議をお願いします。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>説明が終わりましたのでこれより質疑に入ります。質疑ありますか。</p> <p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
<p>議 長</p>	<p>申請地の農地区分につきましては、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途区域が定められているため、第3種農地に位置付けられます。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>採決に入ります。</p> <p>1号事案について、適当と認める方は挙手願います。挙手全員であります。</p> <p>よって1号事案は適当と認め進達します。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、議第95号農用地利用集積計画の決定について、を議題とします。</p> <p>事務局、朗読願います。</p> <p>(事務局朗読)</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局からの朗読が終わりましたのでこれより審議に入ります。</p> <p>1号・2号事案について 5番 青木委員に関係しますので、5番 青木委員は農業委員会等に関する法律 第31条の議事参与の制限により、審議終了まで退席をお願いします。</p> <p>(5番 青木委員 退席)</p>
<p>平田推進委員</p>	<p>1号・2号事案について、平田推進委員、現地の状況はどうでしたか。</p> <p>気になる点などありましたら説明願います。</p>
<p>議 長</p>	<p>御嵩地区担当の平田です。</p> <p>1号・2号とも11月26日に田中委員と現地確認を行いました。</p> <p>私が見る限りは適切に管理されておりまして、問題ないと思います。</p>
<p>議 長</p>	<p>委員からの説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ありますか。</p> <p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>

事務局次長	特にありません。
議 長	採決に入ります。 1号・2号事案について、適当と認める方は挙手願います。挙手全員であります。 よって1号・2号事案は可決しました。 審議終了いたしましたので、5番 青木委員の着席を認めます。 (5番 青木委員 着席)
議 長	次に、3号・4号事案について、平田推進委員、現地の状況はどうでしたか。 気になる点などありましたら説明願います。
平田推進委員	御嵩地区担当の平田です。 3号・4号事案について11月24日に須田農業委員と現地確認を行いました。 適切に管理されておりまして、営農条件に問題はないと思います。 以上です。
議 長	質疑に入ります。質疑ありますか。 質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。
事務局次長	特にありません。
議 長	採決に入ります。 3号・4号事案について、適当と認める方は挙手願います。挙手全員であります。 よって3号・4号事案は可決しました。 次に、5号事案について、梅田推進委員、現地の状況はどうでしたか。 気になる点などありましたら説明願います。
梅田推進委員	梅田です。 11月25日に担当委員と現地確認を行いまして、何ら営農条件に問題ないと思います。 以上です。
議 長	質疑に入ります。質疑ありますか。 質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。
事務局次長	特にありません。

議 長	<p>採決に入ります。 5号事案について、適当と認める方は挙手願います。挙手全員であります。 よって5号事案は可決しました。</p> <p>次に、6号事案について、梅田推進委員、現地の状況はどうでしたか。 気になる点などありましたら説明願います。</p>
梅田推進委員	<p>梅田です。 11月19日に担当委員と現地確認を行いました。 何ら営農条件に問題はないと思います。 以上です。</p>
議 長	<p>質疑に入ります。質疑ありますか。 質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局次長	<p>特にありません。</p>
議 長	<p>採決に入ります。 6号事案について、適当と認める方は挙手願います。挙手全員であります。 よって6号事案は可決しました。</p> <p>次に議第96号 農用地利用配分計画に対する意見についてを議題とします。 事務局より朗読、説明願います。 (事務局朗読)</p>
議 長	<p>1号・2号事案は5番 青木委員に関係しますので、5番 青木委員は、農業委員等に関する法律 第31条 議事参与の制限により、審議終了まで退席をお願いします。 (5番青木委員 退席)</p>
議 長	<p>質疑に入ります。質疑ありますか。</p>
3番奥村委員	<p>これは又貸しのような形になっていないのでしょうか。</p>
事務局書記	<p>はい、おっしゃる通り又貸しとなっておりますが、中間管理機構はそのような事業を行う機関でありますので問題はありません。</p>
3番奥村委員	<p>わかりました。</p>

議 長	ほかに質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。
事務局次長	特にありません。
議 長	<p>それでは採決に入ります。 1号・2号事案について、適当と認める方は挙手願います。挙手全員であります。よって1号・2号事案は可決しました。</p>
亀井職務代理人	<p>次の3号事案は私の議事参与にあたりますので、議長を職務代理人と交代します。 亀井委員、よろしく願います。</p>
亀井職務代理人	<p>会長に代わり、議事進行を務めさせていただきます。よろしく願います。</p> <p>それでは、3号事案について 9番鍵谷委員、15番鍵谷会長に係りますので、9番鍵谷委員、15番鍵谷会長は 農業委員会等に関する法律 第31条 議事参与の制限により、審議終了まで退席をお願いします。 (9番 鍵谷委員 15番鍵谷会長 退席)</p>
事務局次長	<p>質疑に入ります。質疑ありますか。 質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局次長	特にありません
亀井職務代理人	それでは採決に入ります。
亀井職務代理人	<p>3号事案について適当と認める方は挙手願います。挙手全員であります。よって3号事案は可決しました。</p> <p>審議終了いたしましたので、9番 鍵谷委員、15番鍵谷会長の着席を認め、議長を鍵谷会長と交代します。 (9番 鍵谷委員 15番鍵谷会長 着席)</p>
議 長	<p>次に、報第29号、農地法第3条の3 第1項の規定による届出について、事務局報告願います。 (事務局報告)</p>
議長	<p>事務局からの報告が終わりました。 以上をもちまして、本日の議題は全て終了いたしました。 ありがとうございました。</p>

	10時25分終了
--	----------

以上、会議録経過をここに記載し、その相違のないことを証するために署名する。

令和 年 月 日

議 長

3 番

5 番
